

住み慣れた地域で暮らし続けるために 積極的に取り組みます

2・3面では、墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画「中間のまとめ」の概要をご紹介します。ご覧いただき、ぜひ、ご意見をお寄せください。

【問合せ】▶高齢者福祉課高齢者相談担当 ☎5608-6314 ▶介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

重点的な取組の概要

「墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画」では、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう緊急性と重要性の観点から次の取組を積極的に進めます。

■高齢者の生きがいをづくりを支援します

高齢者の就労支援やボランティア活動などの充実により、高齢者が担い手となって地域を活性化し、地域の支え合いやネットワークを構築していくための取組を進めます。

■介護予防の推進と重度化を防止します

生活機能の維持向上について積極的な支援が必要な元気応援高齢者の把握に努め、介護予防への参加を促します。

また、高齢者支援総合センターにおける介護予防ケアマネジメントの充実を図り、高齢者一人ひとりの状態に応じた、より効果的な介護予防プログラムを提供するとともに、要介護度の重度化を防止するための取組を推進します。

■認知症ケアを推進します

認知症に関する正しい知識や理解を深めるため、普及啓発に取り組むとともに、一般高齢者を対象として、認知症予防プログラムを提供し、認知機能の維持・向上を図ります。

また、認知症に関する最新の知識やケアの手法等について理解を深め、認知症ケア技術の向上と専門性の高い人材養成に取り組み、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

■医療と介護の連携の仕組みをつくりま

医療機関と高齢者支援総合センター等の連携をスムーズに行うため、在宅療養に関する

■計画の基本理念と施策の推進

基本理念

高齢者が尊厳を持ち、安心して暮らせる仕組みをつくる

基本目標1

長寿をよろこびとする元気で生きがいに満ちた高齢期を創造する

基本目標2

高齢者が尊厳を持ち自立して生活できるよう支援する

基本目標3

安心して高齢者が地域で暮らし続けるための環境をつくる

相談窓口を設置するとともに、往診できる医療機関・訪問看護ステーションなど、在宅療養に関する情報を分かりやすく提供します。

また、地域で在宅療養を支援するケアマネジャーへ医療知識習得の機会を提供し、マネジメント能力の向上を図ります。

■一人暮らし高齢者等への支援と地域での支え合いを推進します

介護を必要とする高齢者や一人暮らし高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、居宅サービスや地域密着型サービスを適切に提供します。

また、食事サービスなどの生活支援サービスを充実し、切れ目のないサービスの提供を通して在宅生活の継続を支援します。

さらに、町会・自治会や民生委員による見守り活動、社会福祉協議会の小地域福祉活動など、地域で支え合う活動を充実するとともに、「高齢者みまもり相談室」が中心となって、効果的な見守りや災害時の安否確認等の体制づくりを進めます。

■自分に合った住宅や施設を選ぶことができる仕組みづくりを推進します

高齢者が、自分に合った住宅や施設を選択することができ、介護の必要性の高まりに応

じて、一般住宅からサービス付き高齢者向け住宅、そして福祉施設へ住まい方を変えられる仕組みを構築するため、これまで以上に福祉施策と住宅施策が緊密に連携して、整備を推進します。

また、一人暮らし高齢者等が、医療や介護サービスを受けながら安心して暮らせるよう、新たな生活の場の確保に向け、東京都医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業の実施を検討します。

■地域包括ケアシステムの充実とサービスの質の向上を図ります

高齢者支援総合センターにおける介護予防のためのケアマネジメント、総合的な相談・支援・調整、虐待防止・権利擁護、介護サービスの質の向上のためのケアマネジャーへの支援・助言や関係機関との連携などを行い、高齢者のニーズや状態の変化に応じて介護保険やその他のサービスを総合的に利用できるよう、様々な支援を行います。

また、介護サービス従事者・経営者等への研修、認知症ケア等専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施し、人材の育成や定着促進を図ります。

介護保険給付の状況 【問合せ】介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

平成22年度の認定者数や介護保険給付費（介護保険サービス利用料の9割分）の決算状況は下表のとおりです。

■介護保険給付の状況

第1号被保険者数	5万3232人	前年度比	188人増
要介護（要支援）の認定者数	9028人	前年度比	611人増
介護保険給付費の総額	130億5966万3051円	前年度比	10億4696万7138円増
内訳	居宅サービス保険給付額	66億1276万227円	前年度比 6億6944万2739円増
	施設サービス保険給付額	41億4156万4850円	前年度比 1億2993万5465円増
	地域密着型サービス保険給付額	7億9643万8525円	前年度比 6931万461円増
	その他の給付費（高額介護給付費など）	15億889万9449円	前年度比 1億7827万8473円増

●被保険者数と認定者数は、平成23年3月31日現在の数です。

☎ = 電話 ☎ = ファクス ✉ = Eメール 🌐 = ホームページアドレス

あなたのまちの介護相談員

介護保険に関する悩みごとや心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

■墨田区介護相談員名簿（敬称略）

担当地区
氏名
八広、東墨田、文花、立花 及川栄子、名和 田鶴江、玉木 功
向島、押上、錦糸、太平、横川、業平 村井珠子、松本 美枝子、原 宏、坂西初枝
京島、東向島、墨田、堤通 長倉和子、増子育子、渡邊和子、川村時子
両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋、横網、亀沢、石原、東駒形、本所、吾妻橋 高橋 千枝子、新井順子、市川靖子、山本恵子

【問合せ】介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

介護保険事業の円滑な運営

■介護保険料負担軽減への取組

介護保険料の所得段階については、新たに第3段階のうち、公的年金等収入および合計所得の合計額が120万円以下の方について、特例第3段階を設け、保険料を軽減します。

また、合計所得金額190万円以上の方について、よりきめ細やかな段階数および保険料率を設定します。

■利用料負担軽減への取組

介護サービス利用時の自己負担軽減策として、利用料の一時的立替えを行う「高額介護サービス費等貸付制度」、保険料の所得段階が第1段階の方(生活保護受給者を除く)を対象とした「低所得者介護サービス利用料の減額」、一定の所得未満の方を対象とした「社会福祉法人等のサービス利用支援事業」、「特定入所者介護サービス費の支給」、「福祉用具購入費および住宅改修費の受領委任払いの選択」等について、引き続き実施します。

■情報提供・相談体制の充実

「区のお知らせ」やパンフレットの活用をはじめ、介護相談員の活動などにより、高齢者やその家族等に必要な情報を分かりやすく提

供するとともに、介護保険制度への理解の普及と適正なサービス利用を促進します。

また、高齢者支援総合センターにおける総合相談の充実を図ります。

■認定調査・介護認定審査会の充実

認定調査員に対する研修の充実を図るとともに、区職員による認定調査票の内容点検・指導等を通じて、認定調査と調査員の質の向上を図ります。

また、審査会委員への研修等を通して、介護認定審査会の適正な運営に努めます。

■サービスの質の向上

高齢者に関する苦情・通報情報等について、すみだ福祉サービス権利擁護センター(墨田区社会福祉協議会)や高齢者支援総合センター等と連携し、発生状況等の分析を通じて再発防止に努めます。

また、現場で働くケアマネジャー・ホームヘルパー等のスキルアップや意識の向上を図り、利用者の側に立ったサービスを提供するとともに、介護給付適正化支援システムを活用したケアプランチェックを行います。

さらに、介護サービス事業者等に対し、改善の必要があると認められる事項についての適切な指導・助言を行い、不正または著しい不当が疑われる場合には監査を行います。

■適正な事業運営の確保

介護給付の適正化をはじめ、事業者に対する指導・監督、介護保険料収入の確保、サービス提供事業者および関係機関との連携・協働、運営協議会等の運営など、適正な事業運営を展開するために必要な取組を行います。

第1号被保険者の介護保険料

「第4期事業計画」における介護給付費の推移等を踏まえて、「第5期事業計画」における介護サービス見込み量等と、今後国から提示される介護報酬単価を基に、平成24年度から26年度までの第1号被保険者の介護保険料基準額を算定します。

現状では、サービス量(暫定値)については見込んだものの、介護報酬単価等の算定に必要な数値が未確定であるため、これらの数値が決定次第、保険料の算定を行うこととします。

なお、第5期保険料算定に当たっては、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正で、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩して市区町村に交付することにより、保険料率の増加の抑制を図ることとされています。

ご意見をお寄せください

■計画の閲覧

墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画「中間のまとめ」の全文は、高齢者福祉課または介護保険課(いずれも区役所4階)や、区民情報コーナー(区役所1階)で閲覧できます。また、区ホームページでもご覧になれます。

■ご意見の提出先

住所・氏名(団体名)・電話番号・ご意見を郵送またはファクス、Eメールで平成24年1月13日(必着)までに、〒130-8640 高齢者福祉課高齢者相談担当 ☎5608-6314・☎5608-6404・✉KOUREIHUKU SI@city.sumida.lg.jpへ *いただいたご意見は、個人情報に配慮したうえで、公表させていただきます。



介護支援ボランティア・ポイント制度をご活用ください

【問合せ】介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

この制度は、65歳以上で介護サービスを受けていない区民の方に、区内の指定介護保険施設でボランティア活動を行っていただくことで、社会参加や地域貢献を通じてご自身の介護予防の推進と地域活動への参加を図るためのものです。

介護支援ボランティアに登録して、区内の指定介護保険施設等でボランティア活動を行うと、1時間当たり1ポイント(週2ポイントを限度)が付与され、年度ごとにポイントに応じた活動交付金(上限額1万円)が支払われます。

登録は各施設と介護保険課(区役所4階)で随時受け付けています。ぜひ、ご活用ください。



■介護支援ボランティア・ポイント制度の受け入れ施設一覧(平成23年11月末現在)

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム(7施設)	同愛記念ホーム	横網2-1-11 ☎3625-6391
	東京清風園	太平3-16-7 ☎3622-8771
	なりひらホーム	業平5-6-2 ☎5819-3741
	はなみずきホーム	八広3-22-14 ☎3617-8734
	たちばなホーム	立花3-10-1 ☎3613-8718
	和翔苑	八広6-55-17 ☎3617-1501
	ケアホームズ両国	両国2-5-13 ☎5624-4165
老人保健施設(4施設)	葵の園・向島	向島3-1-13 ☎5608-0003
	ベレーール向島	東向島2-36-11 ☎3611-3111
	櫻川老人保健施設	堤通1-9-8 ☎5630-0088
	ろうけん隅田秋光園	横網2-7-13 ☎5610-1235
通所介護施設(11施設)	ケアステーション両国	石原2-8-11 ☎5819-6551
	うめわか高齢者在宅サービスセンター	墨田1-4-4 ☎5630-8008
	すみだ福祉保健センター	向島3-36-7 ☎5608-3712
	だんらんの家 すみだ	墨田4-57-15 ☎6657-0412
	このまち両国	緑3-3-5 ☎3632-0365
	デイサービスやわら	京島3-23-11 ☎6657-0715
	福寿かがやき	業平4-4-17 ☎5637-7888
	みどり高齢者在宅サービスセンター	緑2-5-12 ☎5625-6511
	よりあいデイ・つくし	本所1-26-4 ☎6658-8358
	パル墨田	吾妻橋2-5-1 ☎5619-1363
	デイサービスセンター墨田	墨田1-7-2 ☎3618-2515